

「液化石油ガスメーターを使用する場合の課税石油ガスの課税標準等の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(検査結果の届出)</p> <p>3 2 《器差の判定》による検査結果については、<u>別紙様式「液化石油ガスメーター検定（検査）事績等届出書」</u>により所轄税務署長へ届出させるものとする。</p> <p>なお、この届出がなされていない場合であっても、液化石油ガスメーターにより計量された課税石油ガスの課税標準の重量計算等については、1 《課税標準の重量計算等》によることとなるのであるから留意する。</p>	<p>(検査結果の届出)</p> <p>3 2 《器差の判定》による検査結果については、<u>適宜の方法</u>により所轄税務署長へ届出させるものとする。</p> <p>なお、この届出がなされていない場合であっても、液化石油ガスメーターにより計量された課税石油ガスの課税標準の重量計算等については、1 《課税標準の重量計算等》によることとなるのであるから留意する。</p>

改正後

改正前

別紙様式

様式ID NTA1VIV330010010



★

液化石油ガスメーター検定（検査）事績等届出書

提出先	F01		税務署長	年 月 日提出	
届出者	郵便番号	F05	—	電話番号	F07 — —
	住所	F06			
	フリガナ	F03		フリガナ	
	氏名又は名称	F04		代表者氏名	
充てん場	郵便番号	F39	—	電話番号	F41 — —
	所在地	F40			
	フリガナ	F37			
	名称	F38			
液化石油ガスメーターの検定（検査）事績等について、次のとおり届出します。					
検定（検査）年月日		年 月 日			
検定（検査）機関					
液化石油ガスメーター	名称				
	型式又は能力				
	判定	合格 ・ 不合格			
参考事項					

（新設）